

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲 郎

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11)の2 <u>管理監督職務上限年齢による降任</u> 当該市町村において、<u>校長、副校長又は教頭を教諭、養護教諭又は栄養委教諭に任命すること</u>をいう。</p> <p>(12)～(23) (略)</p> <p>(24) <u>特例任用 職員の定年等に関する条例</u> (昭和59年新潟県条例第6号) 第9条各項の規定により<u>管理監督職を占める教職員の異動期間</u> (管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。) <u>を延長すること</u>をいう。</p> <p>(管理監督職務上限年齢による降任)</p> <p>第17条の2 <u>管理監督職務上限年齢による降任</u></p> <p>28条の2 第1項の規定により<u>管理監督職務上限年齢に達している場合に、異動期間</u>に行う。</p> <p>(辞令書)</p> <p>第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)～(23) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第24条 第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適</p>

<p>当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(別記様式)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 第3条第3号から第24号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 第3条第3号から第24号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。</p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>9の2</u> 管理監督職勤務上限年齢による降任 地方公務員法第28条の2第1項の規定により(教諭・養護教諭・栄養教諭)に降任する <u>教育職(二)2級に決定する</u> <u>○号給を給する</u> <u>((市町村)立(○小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)</u> <u>○号給を給する</u> 注 市町村を異にした学校で勤務する場合は以下を加える <u>(市町村)公立学校教員に採用する</u></p> <p>10～21 (略)</p> <p>22 特例任用 職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する 注 異動期間を延長する前と身分、職名を異にする場合は以下を加える <u>(市町村)公立学校校長に採用する</u> <u>(市町村)立(○小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する</u> <u>教育職(二)4級に決定する</u> <u>○号給を給する</u></p>	<p>当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(別記様式)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10～21 (略)</p>
--	---

